

平成 22 年 6 月 8 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）

研究期間：2008～2009

課題番号：20830009

研究課題名（和文） 当事者が望まなかった契約の適正化と情報提供義務

研究課題名（英文） Adaptation of an unexpected contract and the duty to disclose information

研究代表者

小笠原 奈菜（OGASAWARA NANA）

山形大学・人文学部・講師

研究者番号：40507612

研究成果の概要（和文）：契約交渉過程において不適切な情報が提供された結果、情報を提供された相手方が想定していなかった契約が成立し、その契約に拘束されてしまうことがある。その際に、契約関係からの離脱を認める方向での解決は検討されているが、契約関係を維持した上で相手方が望まなかった契約の適正化を図る方向での解決の検討は不十分である。相手方が想定していた契約から生じる効果を導き出すことができないのか、その場合にはどのような制度が用いられるのか、統一的な効果を導くことは可能なのか。これらの点に関し、情報提供義務を中心に、とりわけ、情報提供義務の向けられている方向とその義務違反の場合の効果という視点に重点をおき、検討を行った。

研究成果の概要（英文）：When a party gives incorrect information to the other during the course of negotiations, the contract that is not expected by the other party may be concluded. In this case, the parties are bound by this contract. The solution has been examined in terms of the termination of the contract. However, the solution is not fully examined by the approach in which the parties maintain the contract and make it adapted to the contract that is wanted by the other party. I examined the latter type of solution mainly concerning the duty to disclose information. In particular, I emphasized the orientation of the duty and the effect of non-performance of the duty.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,370,000	411,000	1,781,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,570,000	771,000	3,341,000

研究分野：社会科学、

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：情報提供義務、説明義務、契約締結過程、契約の適正化、契約維持

1. 研究開始当初の背景

情報化が進み取引が複雑化する中で、多様な取引形態が存在し、経済活動に関わる人々の経験・情報量の格差も広がりつつある。近年、契約締結過程の問題に関して、金融商品販売法により一定の取引類型（金融商品の販売）における保護が拡充され、消費者契約法により情報及び交渉力において事業者と格差のある者（消費者）に対する保護が拡充されている。しかし、前者は効果として損害賠償を認めてはいるが、金融商品に限るものなので取引客体の多様性に対応するには不十分であり、後者は取引主体の多様性に対応するには不十分であり、効果として取消ししか認めていないので紛争処理として十分とは言えない。

このような契約締結過程の問題の解決手段として、従来、契約関係からの離脱が考えられてきた。つまり、錯誤・詐欺・公序良俗違反などによる解決であり、契約拘束力の否定の観点から論じるものである。しかしながら、契約関係からの離脱という効果のみでは適切な解決が導き出されない場合も多い。そこで、契約関係を維持した上で、望まなかった契約をした当事者を保護する手段として、情報提供義務の利用が考えられる。情報提供義務に関する議論は多いが、契約関係の維持の観点から論じるものは乏しい。そこで、まず始めに、情報提供義務の紛争処理場面における機能について明らかにすることを目的として研究を進めてきた。

2．研究の目的

契約締結過程において瑕疵があった結果、当事者が望まなかった契約を締結した場合の保護について、契約関係からの離脱の観点から論じたものは数多くあるが、契約関係の維持の観点から論じたものは少ない。本研究では、博士論文におけるドイツ法を基にした情報提供義務に関する研究を前提にして、さらにフランス法の研究を通じて、このような場合に当事者が望まなかった契約の適正化をはかるためには情報提供義務が重要な役割を果たすことを明らかにし、契約関係の維持の観点からこれを理論的に明確にすることを目的とした。契約関係の維持が求められている事例も多いにもかかわらず適切な解決がされていないという現状に対し、解決策を提示するとともに法律上の根拠を明確にすることは、実務上、理論上重要である。情

報提供義務の日本法における議論については、消費者契約法のように効果として取消しを認めるという合意の瑕疵の拡張に通じるルートと、民法の領域における裁判例で現れているように契約前の信義則上の義務と考え、その違反は契約締結上の過失で処理するというルートとがあるが、この両者の関連性について十分な検討は未だなされていない。契約関係の維持の観点から情報提供義務を研究することにより、この両者の関係を明らかにすることも目的とした。

3．研究の方法

(1) 研究の視点

本研究においては、博士論文で得られた視点に基づき検討を行った。すなわち、博士論文（「当事者が望まなかった契約の適正化と情報提供義務——契約関係維持を中心として——」）では、契約締結過程において瑕疵があった結果、当事者が望まなかった契約を締結した場合の保護について、日本法と共通性があり議論が発達しているドイツ法を参照しつつ、情報提供義務の観点から考察した。契約の適正化という問題は、契約締結上の過失、瑕疵担保責任、取引的不法行為、契約解釈、表示責任、保証責任など、民法上の多くの制度に及ぶものだが、個々の制度に関する多くの議論があり、整理されているとは言えない。博士論文では、これらの議論について、日独法を比較しつつ、情報提供義務の観点から横断的に検討し、次の分析視角を獲得した。

情報提供義務違反の態様として、誤情報提供と情報提供懈怠とがあること、提供されるべき情報の対象として、契約の目的（物又はサービス）、契約の目的の周辺事情、価格の3つが区別されうること、適正化の方法としては、損害賠償等の金銭的調整、契約としての履行、特定の契約条項の排除がありうること、金銭的調整の方法としては、契約の目的の客観的価値を基準とする方法と、適切な情報を提供されなかった当事者が期待した価値（仮定的価値）を基準とする方法があること、である。このうち、は、日本ではあまり考えられてこなかった点である。さらに、上述の諸制度の根底に情報提供義務が存在し、それが各制度を支えたり、補ったりしているという視点を提示した。これは上記諸制度の全体構造を把握するための独創的で有益な視点である。

(2) フランス法

博士論文で行ったドイツ法を基にした情報提供義務に関する研究を前提として、フランス法における情報提供義務に関して、とくに、情報提供義務の向けられている方向とその義務違反の場合の効果について、裁判例、学説を調査・研究した。学説については、この問題に関して1990年代始めに出された博士論文(Muriel Fabre-Magnan, *De l'obligation d'information dans les contrats*, 1992)を中心に検討し、その後の学説の変遷についても研究をした。裁判例については、契約の拘束力の否定が問題になったもの、契約関係の維持が問題になったものの双方を含めて、義務の方向と効果、法的構成の関連性を意識した上で調査・検討を行った。

上述のように、検討は、ドイツ法研究によって得られた視点を意識したうえで行った。すなわち、情報提供義務違反の態様として、誤情報提供と情報提供懈怠とがあること、提供されるべき情報の対象として、契約の目的(物又はサービス)、契約の目的の周辺事情、価格の3つが区別されうること、適正化の方法としては、損害賠償等の金銭的調整、契約としての履行、特定の契約条項の排除がありうること、金銭的調整の方法としては、契約の目的の客観的価値を基準とする方法と、適切な情報を提供されなかった当事者が期待した価値(仮定的価値)を基準とする方法があることである。さらに、契約締結過程の瑕疵にかかわる諸制度の根底に情報提供義務が存在し、それが各制度を支えたり、補ったりしているという視点からも検討を行った。

(3) ドイツ法

フランス法での議論が、情報提供義務に関する法律構成について日本法と共通性のあるドイツ法においてどのような影響を与えているのかについて調査・研究を行った。情報提供義務に関して、1990年代中頃行われたフランス法における状況との比較研究(Laure Nougier, *Aufklärungspflichten und Informationsrechte nach deutschem und französischem Recht*, 1996)を始めとし、その後の議論についても検討をした。最近の議論に関する資料収集については、所属機関

の長期休暇中にドイツ国内にて行った。

(4) 日本法

フランスでの議論、ドイツへの影響を踏まえた上で、日本における現状の再確認を行った。その際に、当事者が契約を維持した上で、契約の履行に向けられた情報提供義務を問題とした最高裁判決を検討した(後掲雑誌論文)。この判決は、フランチャイズ契約において、契約締結過程の情報提供義務ではなく契約締結後の情報提供義務(報告義務)の有無が問題となったものである。判決では、当該義務の存在を認め、義務の不履行があった場合には、必要な情報を現実に提供しなければならないことが認められた。

4. 研究成果

本研究では契約関係の維持という観点から、情報提供義務についてフランス法を中心に研究を行った。ドイツ法においては情報提供義務違反の効果に関する法律構成が日本と同様に契約締結上の過失に基づく責任とされていることと、効果としては損害賠償が原則であり、契約関係からの離脱は例外とされている。これに対し、フランスの判例・通説では、情報提供義務とは、契約を締結しようとする者が事情をよく知ったうえで契約締結の意思決定をなしうるよう、この者に対して必要な情報を提供する義務であり、情報提供を通じて適切な契約交渉関係を保障しようとする概念とされている。それゆえ、それは合意の形成段階に位置する概念であり、その違反は合意の瑕疵の問題となる。このため、情報提供義務違反による損害賠償が争われる裁判例はほとんどなかった。

しかし、最近の見解では、情報提供義務を契約上の債務として構成するものもあり、違反は債務不履行責任としている。この傾向は裁判例にも現れている。このように、情報提供義務の効果について、契約の拘束力の否定が問題になるか、契約関係の維持が問題になるかについては、フランスでは議論が形成されつつある。そして、義務の向けられている方向によって情報提供義務を二分類し、各々異なった効果を考える説が提唱されて注目されている。

その1は、契約の成立に向けられているものであり、効果は、合意の瑕疵が決定的であるときは合意の瑕疵を理由に契約を解消で

きるが、そうでない場合には不法行為に基づく損害賠償を請求するというものである。そして、不当表示に対する信頼が正当であり、かつ表示者が表示内容を実現することができるときは、外観法理類似の考え方により不当表示の内容は契約内容に取り込まれるとされている。そして、その2は、契約の履行に向けられているものであり、効果として、義務違反により当事者が相手方に契約の不十分な履行しか与えなかったことにより債務不履行責任を負うものである。

日本法では、情報提供義務の向けられた方向による二分化について詳細に論じられていない。契約締結過程に瑕疵があった結果、当事者が望まなかった契約を締結してしまった場合の保護について、契約関係の維持の観点から検討を行う際に、フランス法において示された二分化の視点を取り入れることが重要である。

5．主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

小笠原奈菜、「フランチャイズ・チェーン運営者の加盟店に対する報告義務」、山形大学法政論叢、48号、44～60頁(2010年)、査読有り

小笠原奈菜、「当事者が望まなかった契約の適正化と情報提供義務(1)」、山形大学法政論叢、47号、48～110頁(2010年)、査読有り

6．研究組織

(1)研究代表者

小笠原 奈菜 (OGASAWARA NANA)

山形大学・人文学部・講師

研究者番号：40507612